

元気な家族の必需品

弁護士
プラス

都教組

自転車保険は

これ1つで
家族全員が
補償対象！



*詳細はパンフレットをご確認ください。

もうすぐ募集開始！ 2022年度よりパワーアップ！

東京都では2020年4月より
自転車保険の加入が義務化*されています。

*東京都自転車の安全で適切な利用の推進に関する条例

*自転車の利用によって生じた他人の生命または人体の損害を賠償するための保険・共済

*東京都都民安全推進本部 HP より

これにより、自転車での通勤・通学には
保険加入の証明を求められる場合があります。

Q.自転車事故はどのくらいおきてるの？

A.東京都では、昨年で約13000件。コロナ禍で自転車
利用が増え、自転車事故も増加傾向にあります。

Q.学校の教職員も自転車保険に入る必要がある？

A.東京都の多くの教職員が通勤や業務だけでなく日常生活でも自転車
を使用しており、万が一のケガや事故に備えて、保険に加入しておく必
要があります。また、自転車事故による重大な人身事故が発生した場
合において、その賠償金は数千万円に上ることもあります。都教組自
転車保険は、同居の家族全員の個人賠償責任補償金額が国内無制限
となります(示談交渉サービス付き)。

業務中の賠償には「教職員賠償責任保険」が対応しています。あわせての加入をおすすめします。

掛金が
改定されます



都内自転車事故の推移 警視庁 HP より



！ご注意ください！

業務中の賠償責任は対象外です

例えば出張中は業務中なので
個人賠償責任は補償の対象外です。
加入者のケガ(公務災害)の入院・
通院の補償は自転車保険でも給付します。



東京都の教職員のための自転車保険が選ばれています

2022年度
募集期間

2022年8月下旬～
2022年9月30日〆切

保険
期間

2022年12月1日16時～
2023年12月1日16時

団体総合生活保険[自転車事故傷害危険のみ
補償特約付帯傷害補償・個人賠償責任補償・
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)]

掛金は年間 **7,470円**

(制度運営費 670円を含む)

現職者は給与控除。中途加入は加入時期により掛金が変わります。

団体割引
30%適用

電話・FAXでのお問い合わせ

ご加入・資料請求に関して(保険料・補償内容の改定に関しては桜保険事務所へ)

全教・都教組共済

〒102-0084 千代田区二番町12-1
エデュカス東京4階

TEL:03-3234-8132(平日11~17時) FAX:03-3234-9041

全教・都教組共済
ホームページ
資料請求はこちらから





都教組自転車保険

弁護士
プラス

のあんしん ポイント

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

ケガの入院・通院保険金も一日から補償！

※自転車に搭乗中の事故、運行中の自転車との衝突・接触事故によるケガのみが対象です。

自転車で転倒してケガを負った



自転車で走行中自動車に接触した



入院は1日6000円
通院は家族全員1日3000円
死亡・後遺障害や
手術保険金も手厚く補償

個人賠償責任は国内無制限！

(示談交渉サービス付き)

自転車で歩行者にケガを負わせた



※示談交渉サービスは国内の事故に限ります。

走行中に停車している自動車にぶつかりキズをつけた



個人賠償は日常生活のこんな時にも適用します

・空き巣に入れ、借りたものを盗まれた

・マンションで階下に水漏れ被害を与えた



自転車にかかわるもらい事故や、日常生活での被害案件にも対応できる弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)が追加されます!!

今までは被害事故の賠償を求める交渉は自分でしなければいけませんでした。これからは弁護士に依頼する費用が300万円まで補償されます。*

Q.被害事故に遭っても、相手が保険に入っていれば解決するのでは？弁護士費用特約ってほんとに必要？

A.都内を走る自転車の約4割が無保険です。また、相手保険会社とのやり取りは、時間的にも精神的にも負担となります。

【出典】都民安全推進部「自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に関する加入状況調査」

*弁護士などへの報酬(着手金・報酬金・日当)を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

また、自転車以外にも、SNSトラブルやストーカー被害など、日常生活での被害※に対応できます。

※業務中のトラブルには対応できません。

※自動車や原動機付自転車による事故は補償対象外です。



都教組自転車保険の

弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)とは

国内において、加入者やそのご家族が、急激かつ偶然な外来の事故により、他人からケガを負わされたりものを壊されたりした場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー・いじめ・嫌がらせ行為により精神的苦痛を被った場合、法律相談や相手との交渉を弁護士に依頼することができます。



教職員が日常生活で被害に遭っても、その忙しさや公務員としての立場の難しさから、交渉が長期化・難航することもめずらしくありません。都教組自転車保険は、被害事故に遭ってしまった時に、弁護士にそのやり取りを任せられることで、教職員が安心して日常の職務にあたるように、サポートします。



保険料・補償内容の改定に関するお問い合わせはこちら
ご加入や資料請求に関しては都教組共済へ

弁護士費用がないと…

弁護士費用があれば…

自ら交渉しなくてはならず、弁護士を頼む費用は自己負担。



相手との交渉は専門におまかせ！被害事故の際、弁護士に相談・委任する費用が対象に！

お問合せ先・取扱代理店：桜保険事務所

〒188-0011 西東京市田無町3-2-17

TEL 042-467-4152

受付時間/月～金 9:30～17:30 土 9:00～16:00 休業日/日・祝日、12/31～1/3

ホームページ・お問い合わせは

桜保険

検索



このチラシは都教組自転車保険(団体総合生活保険)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 募集文書番号 22-T01102 2022年6月作成